

「浦添市子育て世帯訪問支援事業」委託事業者募集要項

1 募集の趣旨

浦添市では、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦及びヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする浦添市子育て世帯訪問支援事業を実施する。

この募集は、当該事業において浦添市からの依頼に基づき、支援員を派遣する委託事業者を選定するために行うものである。

2 募集対象区域

浦添市全域

3 委託事業者の資格

委託事業者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定居宅介護事業者または、これと同等の能力を有すると認める事業者で、本件業務を適切に提供できる者。
- (2) 沖縄県内に活動拠点となる事業所があること。
- (3) 支援員として派遣可能な従業者を有すること。
- (4) 支援員に対して、資質の向上、個人情報保護、感染症予防、救急救命等の必要な研修を行うこと。
- (5) 浦添市と適切な連携・調整を行うことができること。

4 対象者及び事業の内容

(1) 対象者

浦添市内に居住し、本事業による支援が必要であると認められる次の各号のいずれかに該当する家庭の児童及びその養育者とする。

- ① 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童の保護者、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、本事業による支援が必要と市長が認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

(2) 事業の内容

「浦添市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」による。

5 申込方法

(1) 提出書類

- ア 浦添市子育て世帯訪問支援事業に係る登録申請書（様式1）
- イ 事業所の概要がわかる資料
- ウ 定款、寄付行為又はこれに類する書類（任意様式）
- エ 役員名簿の写し（任意様式）
- オ その他必要と思われる書類（事業所実績、従業者の資格等がわかる書類）

※ 提出された書類の返却は行わない。

(2) 提出場所及び提出方法

浦添市子ども未来部子ども家庭課（浦添市役所2階）に持参または郵送すること。

6 提出期限

令和8年3月25日（水）必着

7 審査方法及び契約手続き

提出された関係書類に基づき、子ども家庭課が審査を行い、基準を満たす事業者に委託契約の手続きを案内する。

なお、基準に満たない事業者へは、子ども家庭課より連絡することとする。

8 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効とする。また、重大な不備がある場合は、無効とすることがある。

本公募は、令和8年度当初予算の成立を前提としたものであり、市議会において予算案が否決された場合は、契約を締結できないことがありますので、予めご了承ください。

担当：子ども未来部子ども家庭課家庭相談係
〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号
TEL (098) 876-1707 (直通)
E-mail : k-sodan@city.urasoe.lg.jp